

# 電通共済生協第82回通常総代会議案ダイジェスト 第55期事業報告&第56期事業計画について

開催日：2021年10月28日(木) / 開催場所：東京・東武ホテルレバント東京

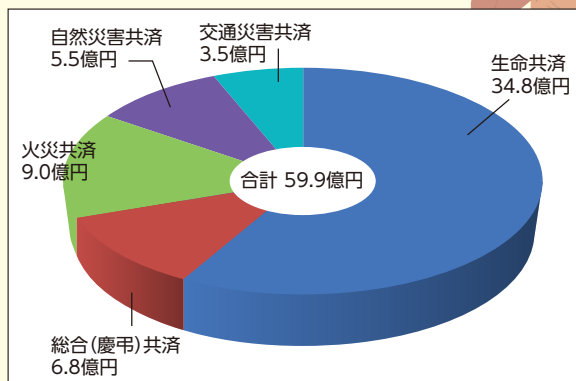
## 1 第55期(2020年8月～2021年7月)事業報告

生協組合員総数は、357,328人で、前年同期比1,697人の増加となりました。内訳は、現職組合員が約20万5千人、退職組合員は約15万2千人となっています。第45期(2010年度)以降、現職組合員の減少と退職組合員(遺族組合員含む)の増加傾向が継続しており、第55期末の組合員全体に占める退職組合員の比率は、42.5%となっています。また、遺族組合員については、5,937名(第54期:4,996名)となっています。

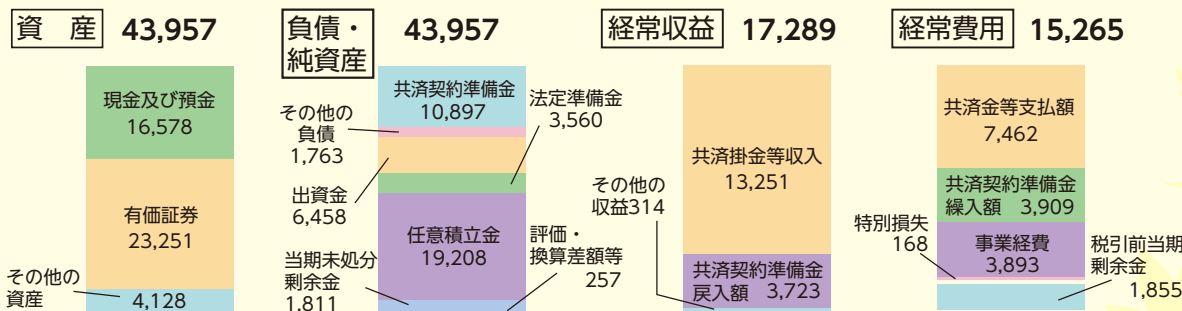
第55期の共済掛金収入は、119億円の目標に対し、120億5,718万円となり、目標を達成することができました。その要因は、①退職予定組合員および遺族組合員制度による継続加入の成果、②生命共済の制度改定に伴う退職組合員の受入掛金増加——等によるものです。また、自然災害共済は、近年全国各地に甚大な被害をもたらしている自然災害を受け、防災に対する意識の変化が見られ、自然災害共済「大型タイプ」の新規契約と標準タイプからの切り替えにより、口数増となりました。しかし、その他元受共済の加入口数は前期割れとなっており、現職組合員の加入数・加入口数の減少も依然として継続している状況にあります。

一方、支払共済金については59億9,275万円となり、生命共済の支払いが多かったものの、その他の共済の支払いがいずれも減少し、前年同期比で2億3,933万円減少となりました(図1)。

図1. 第55期事業別共済金支払い状況



## 2 事業収支および財務の状況 ※各金額の単位は百万円



**経営指標** 第55期の修正自己資本比率85.9%、支払余力比率1,908%となり、健全性、安全性は高い水準にあります。  
(注) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシーマージン比率と単純に比較できません。

## 3 第55期利用分量割戻し

今期の利用分量割戻しについては、火災共済および生命共済を対象とし、2021年7月31日現在の有効契約に対して、次の基準により行なう予定です。

火災共済(1口あたりの割戻単価)		利用分量割戻金 総額7.4億円									
木造	耐火	本人契約・配偶者契約									子ども契約
5.6円	2.8円	～35歳	36～45歳	46～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳	71～75歳	76～80歳	81～84歳	120円
		180円	210円	290円	450円	640円	1,170円	2,050円	4,030円	7,350円	

※利用分量割戻しは原則出資金に振り替えるものとします。また、定款にもとづき当年度分の利用分量割戻しを希望する組合員については、契約証書の発行時に手続きをご案内します。なお、割戻金を振り込みする際の手数料等については、生協組合員のご負担となります。

※本ダイジェストに記載の数値については、特に断りのない限り単位未満の端数は切り捨てて表示しています。

# 4

## 第56期事業計画(2021年8月～2022年7月)

第56期は、第2期「中期事業計画」(2019.8～2022.7)の最終年度として、第3期「中期事業計画」(2022.8～2025.7)の検討・策定も視野に、増収基調の確実な継続と共済の加入拡大に向けた「プロセス」と「結果」に拘る重要な事業年度と位置づけ、「対面」を基本とした取り組みのもと、様々なリスクへの「備え」の重要性を丁寧に説明・訴求していくことが、生協組合員・家族の「安心・安全」に寄与するとの認識に基づき、すべてのパートナーとの「共創」と「One Seikyo-Group」による事業を強力に推進していきます。

第56期の事業目標は、①元受共済掛金収入122億円、②マイカー共済およびMyセーフティの手数料収入7億4,000万円、③事業経費率30%以内と設定します。

具体的には、①任意共済未加入組合員への積極的加入勧奨、②ミドル層組合員の加入拡大、③退職組合員の契約の維持・拡大、④新入社員の生協組合員加入と任意共済加入率の向上、⑤事業推進の強化と新たな働き方等に対応するDXの推進——を重点課題とし、事業目標の達成に向け積極的に取り組むこととします。

# 5

## 生命共済の制度改定等

### (1) 生命共済の制度改定

生命共済については、生協組合員のニーズや社会的情勢等をふまえ、①制度の安定的運営と健全性の維持、②現行掛金の維持——を基本的考え方とし、以下のとおり制度改定を行ないます。

①60歳までの契約限度口数の引き上げ  
30口→50口

②掛金に占める付加掛金割合の引き上げ

### (2) 定款の一部改正

①職域の一部変更、②消費生活協同組合法の改正に伴う一部変更、③生命共済事業の最高限度口数・共済金額の一部変更——等の必要な改定を行ないます。

### (3) 施行日

本総代会議決後、厚生労働大臣の認可日より施行します。ただし、前(1)生命共済の制度改定については、2022年12月1日より適用します。

【生命共済契約限度口数の見直し】

	年齢の範囲(歳)		現行制度		見直し案		
	以上	以下	現職者	退職者	現職者	退職者	
組合員本人		35	30		50		
	36	45					
	46	55					
	56	60					
	61	65	20		30		
	66	70					10
	71	75					5
	76	80					
	81	84	5				
	配偶者		35	30		50	
36		45					
46		55					
56		60					
61		65	20		30		
66		70					10
71		75					5
76		80					
81		84	5				

### 【新規・増口契約の制限】

- ① 現職組合員(61～65歳) 20口を限度として新規契約・増口契約が可能
- ② 退職組合員( ～65歳) 10口を限度として新規契約・増口契約が可能
- ③ 退職組合員(66歳以上) 新規契約・増口契約はできない

# 6

## 社会貢献活動

第55期においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、基本組織における例年の各種取り組み・大規模イベント等は中止となりましたが、各地域では、Web等を活用するなど創意工夫ある取り組みが実施されてきました。

引き続き「職域生協」として、基本組織と連携した①全国環境一斉行動、②自然災害に対する防災・減災の取り組み——等の支援活動に取り組めます。